



# 目 次

## 特定施設に関する届出について

1	特定施設設置届出及び特定施設構造等変更届出	1
2	特定施設使用届出	2
3	氏名変更等届出	2
4	特定施設使用廃止届出	2
5	承継届出	2
6	業種の分類	3
7	業種の適用例他	4

## 届出書の記入要領及び記入例

——特定施設（設置・使用・構造等変更）届出書——	7
--------------------------	---

届出書の様式	——氏名変更等届出書——	27
	——特定施設使用廃止届出書——	28
	——承継届出書——	29
	——実施制限期間短縮申請書——	30

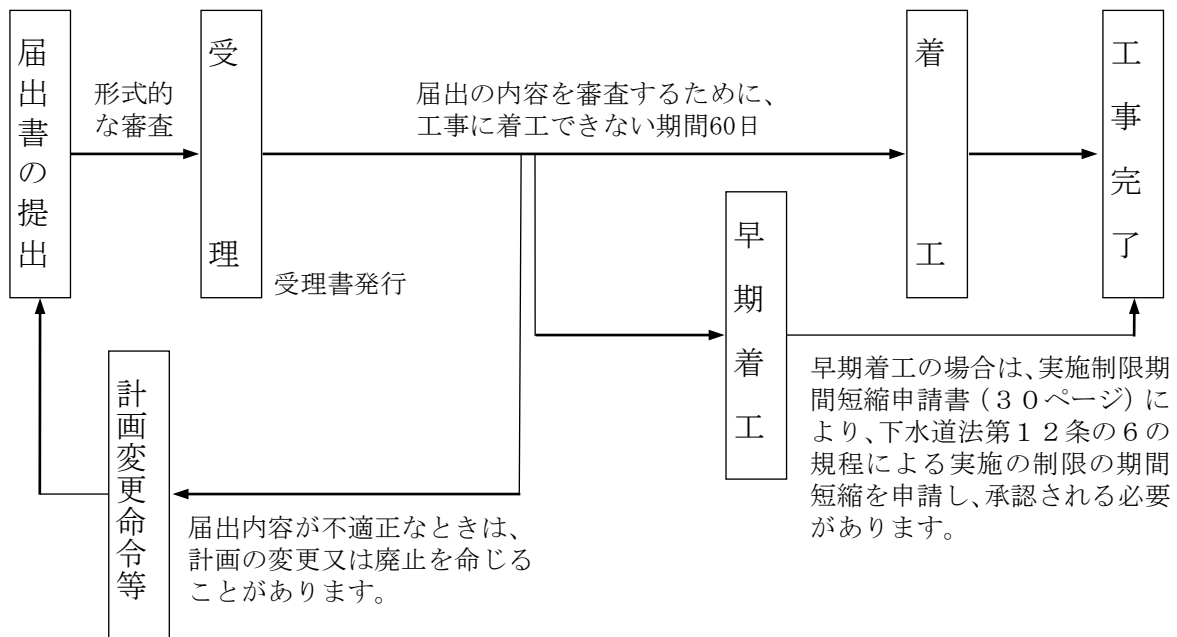
# 特定施設に関する届出について

## 1 特定施設設置届出及び特定施設構造等変更届出

公共下水道の利用者が特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、設置又は変更の60日前までに届出が必要です。

(様式及び記入要領等は7～26ページ参照)

### 届出の手順

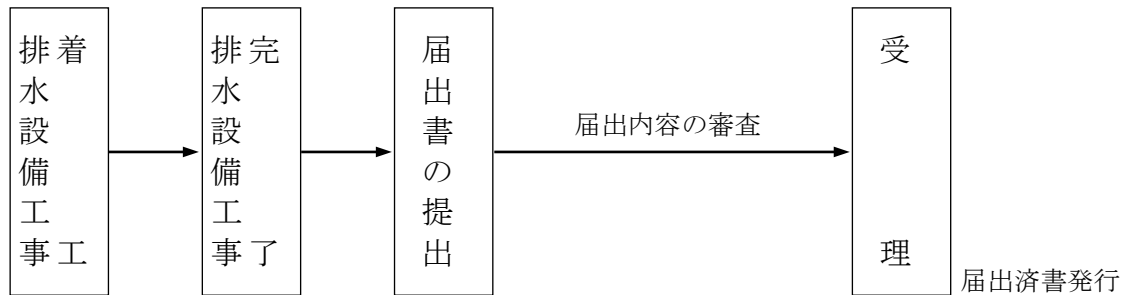


※ なお、上記の工事に際して、排水設備の新設や変更等がある場合には、福岡市の指定排水設備工事店を通じて、排水設備新設等計画確認申請を行なわなければなりません。

## 2 特定施設使用届出

公共下水道を使用する者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合、又は、すでに特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用する場合、特定施設になった日、又は公共下水道を使用することになった日から30日以内に届出が必要です。  
(様式及び記入要領等は7～26ページ参照)

### 届 出 の 手 順



※ 排水設備工事を行なうためには、あらかじめ福岡市の指定排水設備工事店を通じて、排水設備新設等計画確認申請を行なわなければなりません。

## 3 氏名変更等届出

届出者の住所又は氏名、及び工場若しくは事業場の名称又は所在地に変更があった場合、変更の日から30日以内に届出が必要です。(様式は27ページ参照)

## 4 特定施設使用廃止届出

特定施設の使用を廃止した場合、廃止した日から30日以内に届出が必要です。  
(様式は28ページ参照)

## 5 承継届出

届出者の地位を承継した場合、承継した日から30日以内に届出が必要です。  
(様式は29ページ参照)

\*各届出の様式は「福岡市の道路・河川・下水道」のホームページよりダウンロードできます。  
( <http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/specific.html> )

業 種 分 類 表

番 号	業 種	趣 旨 説 明	具 体 例
66-5 〔360〕 ㎡以上	弁 当 製 造 業	弁当製造し、卸売りする事業所	卸売りとは、卸売業者又は小売業者に販売することであるが、同一企業に属する他の事業場（同一企業の他の工場、販売所等）に製品を引き渡すことも含む。
	弁 当 仕 出 屋	弁当を調理し、販売又は需要者のところへ持ち込む事業所	サンドイッチ製造、調理パン製造、ライスセンター弁当小売（店頭販売）、料理品小売業の給食センター
66-6 〔420〕 ㎡以上	飲 食 店  (66-7、66-8) を除く	一般食堂：主として主食をその場所で飲食させる事業所	大衆食堂、お好み食堂
		日本料理店：主として、特定の日本料理をその場所で飲食させる事業所	てんぷら料理店、鰻料理店、鳥料理店、かに料理店、釜めし屋、とんかつ料理店、郷土料理店
		西洋料理店：主として、西洋料理をその場所で飲食させる事業所	レストラン、グリル、フランス料理店 イタリア料理店、ロシア料理店
		中華料理店その他の東洋料理店：主として、中華料理その他の東洋料理をその場所で飲食させる事業所	上海料理店、北京料理店、中華そば店、ぎょうざ店、朝鮮料理店、インド料理店、台湾料理店
66-7 〔630〕 ㎡以上	そ ば 店	主として、そばをその場所で飲食させる事業所	そば店
	う どん 店	主として、うどんをその場所で飲食させる事業所	うどん店
	す し 店	主として、すしをその場所で飲食させる事業所	すし屋
	喫 茶 店	主として、コーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場で飲食させる事業所	音楽喫茶、フルーツパーラー、スナック（喫茶が主）
	通常、主食と認められない食事を提供する飲食店	主として、大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所 大衆的設備を設け、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所	ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、お好み屋、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの） 大衆酒場、焼鳥屋、おでん屋、ピヤホール、もつ屋
66-8 〔1500〕 ㎡以上	料 亭	客室等に和風の設備を設け、主として日本料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所	割ぼう店、待合
	バー、キャバレー ナイトクラブ	客室等に洋風の設備を設け、主として洋酒及び料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所	スナックバー
	設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせる飲食店	主として、その場所で遊興飲食させる事業所	ディスコ

## 業種の適用例

### (飲食店)

- 1 工場、事業場、学校等において、専らそれぞれの従業員、児童生徒、学生、教職員等の給食の用に供する食堂については、飲食店には該当しない。
- 2 工場、事業場、学校等の食堂において外来の客も食事ができる場合は飲食店に該当する。
- 3 工場、事業場、学校等の食堂の経営が直営か委託かは全く関係ない。
- 4 独身寮において、専ら寮生の給食の用に供する食堂は、飲食店には該当しない。
- 5 船舶又は車両における食堂は、移動するので該当しない。ただし、固定しておれば該当する。

### (喫茶店)

- 1 ランチを出す場合は、過去一年間の売上高が多い方の業種とする。

### (酒場)

- 1 ビリヤードを行うプールバーはこれに該当する。

## 総床面積の算定例

- 1 総床面積の算定は、基本的には建築基準法に準ずる。
- 2 屋上ビアガーデンは、建築基準法で床面積に該当しないので飲食店の総床面積にも算定しない。
- 3 外におかれた冷蔵庫は、2と同様の理由により算定しない。
- 4 スポーツ施設、映画館等で客席に持ち込んで食べる場合があるが、この場合、客席は総床面積に算定しない。但し、一角に飲食専用のコーナーがあればその部分のみ算定する。
- 5 ホテルで結婚式場がある場合、ちゅう房や披露宴会場（披露宴専用の場合のみ）を算定する。明らかに、飲食に関係ない結婚式場等は算定しない。性格が割り切れないところ（ホテルのロビー、受付等）は按分する。
- 6 ゴルフ場内の飲食店は、飲食店部分のみを算定し、一体不可分であることにより、ゴルフ場を特定事業場とする。
- 7 地下街等の公道又は共同トイレは、公共のものであり算定しない。
- 8 同一敷地内に同一経営者による店舗が複数ある場合は、合わせて算定するが、個々が独立していて関連がなければ別々に算定する。

## 参 考 資 料

### 1 ちゅう房施設とは

調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設をいう。

### 2 総床面積の算定について

- ① 業務の用に供する部分の床面積の合計とする。
- ② 業務の用に供する部分とは、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫をいう。
- ③ 従業員等の居住の用に供する部分、屋内駐車場は算定しない。
- ④ 床面積に当たらないガーデン席、テラス席などの屋外客席の部分は算入しない。

### 3 弁当とは

主食又は主食と副食をいずれもそのままで摂取できる状態で容器包装に詰合わせたもので、サンドイッチ、調理パン、ゆでそば等主食として米飯を用いていないものを含む。

### 4 通常主食と認められる食事とは

社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類、麺類、ピザパイ、ハンバーガー等がこれに当たる。

### 5 設備を設けて客の接待をするとは

お酌、歌舞音曲等方法の如何を問わず興趣を添える仕方で客をもてなすことができるような設備を設けて客の接待をすることをいう。

### 6 特定事業場の範囲について

#### (1) 雑居ビルの飲食店街

独立経営の各事業場のそれぞれの総床面積が特定施設となる面積要件を満たせば、その事業場は特定事業場となるが、各事業場単独では面積要件を満たない場合は、いずれも規制対象とはしない。なお、この場合、廊下、洗面所等の共用部分については按分して総床面積の算定を行う。

#### (2) 旅館、ホテル等に設置される飲食店

飲食店部分が特定施設となる面積要件を満たせば、これらの飲食店のちゅう房施設は旅館業の用に供するちゅう房施設ではなく、飲食店に設置されるちゅう房施設として取り扱う。

ただし、これらの飲食店が、宿泊者（旅館等の従業員を含む。）のみの飲食に供するものであり、外部の客を受け入れるものでない場合は、これらの飲食店のちゅう房施設は、旅館業の用に供するちゅう房施設として取り扱う。

### 7 追加対象の業種を兼業する場合について

当該事業場の主たる業種を定め、当該事業場全体をその主たる業を営むものとみなして、当該事業場全体の総床面積により判断する。主たる業の決定に当たっては、過去一年間の売上高を判断基準とすることを基本とするが、これによっては判断しがたい場合には、適宜、設備内容、従業員の種類等により判断する。





様式第6  
様式第7  
様式第8

## 記入例

# 特定施設（設置・使用・構造等変更）届出書

○年○月○日

福岡市長 殿

〒○○○-○○○○  
申請者 住 所 ○○市○○町○丁目○番○号  
電話番号 △△△-△△△△

氏名又は名称及び法人に 株式会社 ○○○○  
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

(担当者 ○○○課○○係 電話番号 △△△-△△△△ )  
○○○○

下水道法 { 第12条の3 (第1項・第2項・第3項)  
第12条の4 } の規定により、特定施設の  
(設置・使用・構造等の変更) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○(屋号)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	福岡市○○区○○町○丁目 ○○番○○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	66-6 飲食店に設置される ちゅう房施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考 1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。  
2. ※印の欄には、記載しないこと。  
3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。